災害時要援護者支援制度のご案内

制度の概要

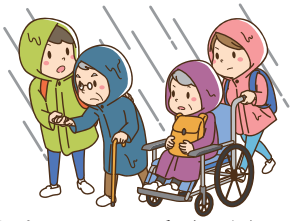

町では、災害時における避難支援対策として、高齢者等の災害時に支援が必要となる人を特定し、災害時にはその一人ひとりについて、安否確認等を行うことができるように、共助（地域の助け合い）の体制づくりを目的に、災害時要援護者台帳への登録を呼びかけています。

下記の登録の対象となる方へ、**「災害時要援護者台帳登録申請書兼同意書」**を送付しますので、お手元に届いた方は、制度の趣旨にご理解いただき、返信くださいますようお願いします。

大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合わず、災害時の被害を少しでも減らすためには、地域住民同士での日頃からの見守りや助け合いが大切です。

台帳は減災に向け、地域団体等と情報を共有して、平時からの見守り活動や防災訓練などに活用させていただきます。

登録の対象となる方

※いずれも在宅の方に限ります

①障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級）
②要介護状態区分が３以上の方
③70歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方（夫婦のどちらかが70歳以上の世帯も含みます）
④上記①～③に準ずる難病の方や、その他特別な支援を要する方
※支援を受けるために必要な個人情報を地域団体等（民生委員児童委委員、町内会、社会福祉協議会等）に情報提供することについて、同意していただくことが必要です。

制度の流れ

(1)登録対象者は災害時要援護者台帳登録申請書兼同意書に必要事項を記入し、返信用封筒で役場福祉課に提出します。
(2)役場福祉課は災害時要援護者台帳を作成し、関係機関等に提供します。
(3)提供を受けた防災関係機関､民生委員･児童委員、町内会等は、台帳を地域の支援体制づくりに活かします。

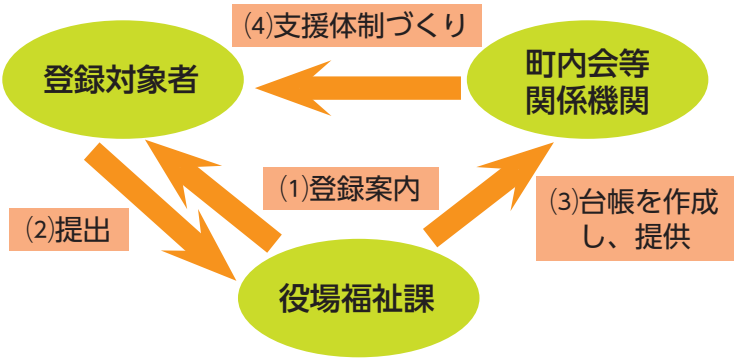

台帳への登録は、災害時に支援が受けられることを保証するものではありません。誰もが「自らの命は自らで守る」という気持ちを持って、日頃から周囲と交流していくことが大切です。

問い合わせは、福祉課 社会福祉係（直通 ☎74-0884）まで。

有料広告